

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

最低賃金， 確認した？

埼玉県最低賃金が平成29年10月1日から

時間額 871円

に改定されました。

埼玉県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイト、臨時雇用などを含め、県内すべての労働者が対象になります。

使用者も、労働者も、賃金額が最低賃金以上になっているか必ず確認しましょう（特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」が設定されている場合もあります。）。

特定（産業別）最低賃金についても、現在改定諮問を行い審議が進められています。

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業として、「業務改善助成金」・「キャリアアップ助成金」があります。

埼玉労働局のホームページに掲載されていますので、「最低賃金ワン・ストップサービス無料相談」とともにご活用をお願いします。

最低賃金に関しては、当署あるいは埼玉労働局賃金室（☎048-600-6205）に

「業務改善助成金」・「最低賃金ワンストップ無料相談」については、埼玉労働局雇用環境・均等室（☎048-600-6210）埼玉県最低賃金総合支援センター（☎0120-310-394）に

「キャリアアップ助成金」については、埼玉労働局職業対策課（☎048-600-6209）あるいはお近くのハローワークにお問い合わせください。

11月は

「過労死等防止啓発月間」です！

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

過重労働による健康障害の防止をするために

①時間外・休日労働時間を削減しましょう。

*時間外労働・休日労働に関する協定で定める延長時間は、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成10年労働省告示第154号)」に適合したものとする必要があります。

*特別条項付き協定により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

*休日労働についても削減に努めましょう。

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

*年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

*健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。

*長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導を実施しましょう

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

賃金不払残業を解消するために

①職場風土を改革しましょう

②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

時間外労働の限度に関する基準

延長時間の限度

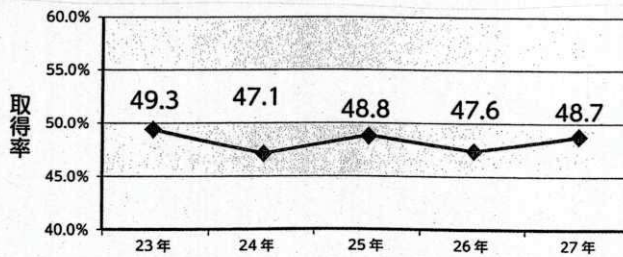
●一般労働者の場合

期間	限度時間
1週間	15時間
2週間	27時間
4週間	43時間
1か月	45時間
2か月	81時間
3か月	120時間
1年	360時間

●対象期間が3か月を超える1年単位変形労働時間制の対象者の場合

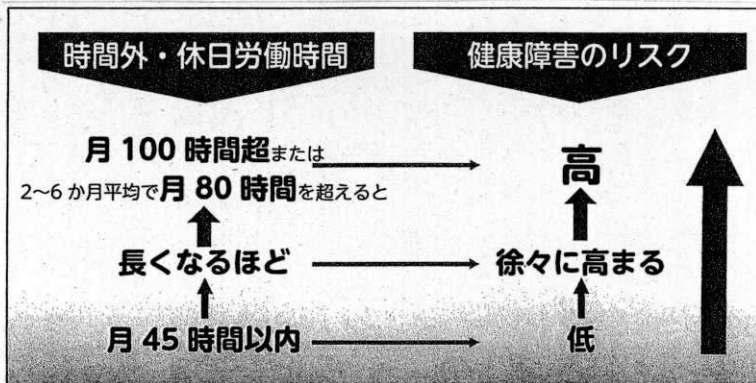
期間	限度時間
1週間	14時間
2週間	25時間
4週間	40時間
1か月	42時間
2か月	75時間
3か月	110時間
1年	320時間

年次有給休暇の取得率の推移



※資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。

③「時間外・休日労働」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。

④2～6か月平均で月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超えるという意味です。

転倒災害を防ぎましょう！

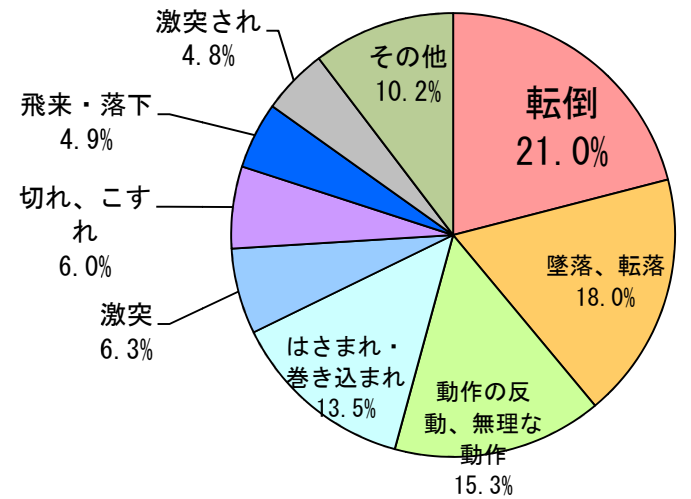
労働災害でもっとも多いのは、転倒災害

春日部労働基準監督署の管内で発生した労働災害の2割以上が転倒災害です。

小売店、飲食店、社会福祉施設等の第三次産業では、約3割が転倒災害です。

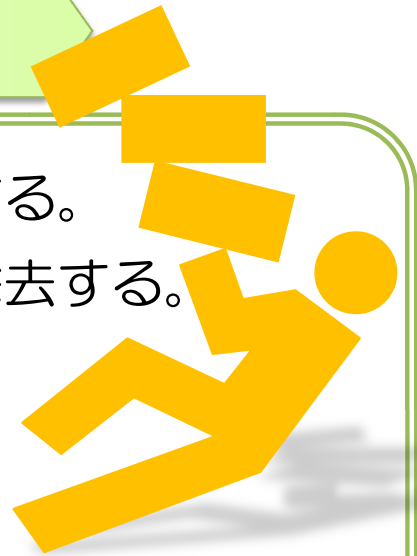
転倒災害では6割以上の方が手首、ひざ、足首等を骨折されています。

(平成28年に発生した休業4日以上労働災害 1,440 件を労働者死傷病報告により集計)



転倒災害を防止するポイント

- ① 床面、通路は、くぼみや段差がなく、滑りにくい構造とする。
- ② 床の水たまりや氷、滑りやすい物は放置せず、その都度除去する。
- ③ 履物は、滑りにくく、安定したものを着用する。
- ④ 階段には、滑り止めや手すりを設ける。
- ⑤ 通路、階段、出入口に物を放置しない。
- ⑥ 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底する。



労働災害防止に効果のある4S活動

4S（よんえす）活動を日常的に行い、労働災害を防ぎましょう。

整理・・・必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること

整頓・・・必要なときに必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で位置させること

清掃・・・身の回りをきれいにして、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くこと

清潔・・・整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること



誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために

春日部労働基準監督署